

公益社団法人王子法人会

# KITA きつね通信

<https://www.oji-hojinkai.or.jp/>

08  
August  
2020  
No.050

新型コロナウイルス感染症対策

# 臨時号





王子法人会 会長

### 田村 純郎

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、会員の皆さまにおかれましても、たいへんご苦勞をされておられることと案じております。また、九州・岐阜などでの河川氾濫により被災された方々に心よりお

見舞いを申し上げます。

さて、本年は王子法人会創立70周年を迎える年となりましたが、設立より最大かつ未曾有の試練の時を迎えたのではないかと感じております。今回のパンデミックは世界中で社会の分断と格差が表面化し、異常気象や社会的な孤立が問題化した中で、コロナ禍が発生しました。全世界の人々が特定の期間に同じような災厄に遭い、苦難を共にしたところに大きな意味があるような気がいたします。私たちは、世界の人々とともに正解のない問いに向き合い、自ら新しい道を切り開いていくことが求められています。

本年の創立70周年の式典・祝賀会は少し先延ばしし、現下の事業経営の足元を見つめ、新しい時代に対応するとともに生きる社会を創るための企業経営を当会としても考えていきたいと思っております。

当会の活動状況として、予算理事会はじめ決算理事会、地区総会などは悉く中止を余儀なくされました。しかし、5月中旬より常任理事有志でオンラインによる会議を開催することができました。その後、第9回通常総会も積極的な会員委任状により参加人数を大幅に縮小し、厳重な感染予防対策の下、開催することができました。積極的に委任状にご協力いただきました会員の皆さまには改めて感謝申し上げます。



専務理事 鈴木 康之

未曾有の災禍の中、会員の皆様のご苦勞はいかほどかと拝察いたします。今年の梅雨は、日本各地で大雨による災害が発生しています。ここ北区も決して対岸の火事ではありません。またコロナ感染が拡大して学校閉鎖、幼稚園閉鎖

などが起こっております。

身近でコロナ感染が聞かれるように成ってまいりました。

ウィズコロナと言われておりますが、「コロナにうつらない、うつさない」を改めてともに用心していきたいと思っております。

会社は電車通勤を止め、自動車通勤に変え、時差通勤、雇用調整、テレワークなどを実施して、人と人の接触を少なくするべく努力をしております。

王子法人会もご多分にもれず、各委員会・部会の会議や理事会が中止を余儀なくされました。そんな中、5月下

旬から私事で恐縮に存じますが、当社の飲食業の状況を報告いたします。政府による緊急事態宣言以降、売上高は前年比50%以下となりました。国の持続化給付金、家賃支援給付金、雇用調整助成金、都の感染防止協力金、北区及び政府系金融機関による無利子・無担保融資を申請し、一息ついたところです。申請にあたっては、納税することの重要性を改めて感じました。また、現在も午前11時から午後8時までの時短営業を行っておりますが、テイクアウト（東京都北区帰宅めし）やケータリングによる業態転換のトライアルやテレワークにも挑戦しております。販路の拡張やPOSによる店舗管理手法の革新等新たな事業の種を生み出すことができると考えています。また、北区の医療従事者に対する支援をおこなった北区観光協会のサクス・ユニティのお手伝いできたことも大きな経験となりました。

結びにあたりまして、先達が築き上げてきたネットワークを基盤として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている会員の皆さまを、法人会として全力で支援いたします。

現在、各委員会がコロナの時代に適合した「オンライン飲み会」を始め「テレワーク研究会」「専門家による経営アドバイス」「各種趣味の会サロン」等新たな事業を検討中のようにあります。是非、会員の皆さまにおかれましては、各委員会に対しましても、ご意見・ご要望をお寄せいただきたくお願い申し上げます。

今後とも、しっかり会員の皆さまのお役に立つ、楽しく意義ある事業を行ってまいります。どうぞ、宜しく願い申し上げます。

旬からは毎週のように、執行役員会有志がzoomを用いてオンライン会議をしていました。アプリをダウンロードし、メールで告知する。思ったより簡単に操作できました。青年部会も、オンライン会議やオンライン飲み会で活用していると聞いています。地区の皆様もなかなか集まりにくい状況ですが、そのようなアプリを活用してみたいはいかがでしょうか。詳細は事務局にお問い合わせください。

又、本年は70周年事業がありますが、このままだと、延期や中止を考えていかななくてはならないと思っております。

法人会員は決して一人ではありません。大勢の仲間がいます。このような状況だからこそ一致団結して、共にこの難局に立ち向かって行きたいと強く願います。

何かと不便が多い今日ですが、この状況が一日も早く解消され、平穏な日常が戻り、皆様のご事業が繁栄されることを祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。



# 持続化給付金

## に関するお知らせ

### 持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、

**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

### 給付額

中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

#### ■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

### 給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、  
ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
  - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
  - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下
 である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

### 相談ダイヤル

※申請支援窓口の設置場所等については、  
詳細が決まり次第公表します。

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570

[IP電話専用回線] 03-6831-0613

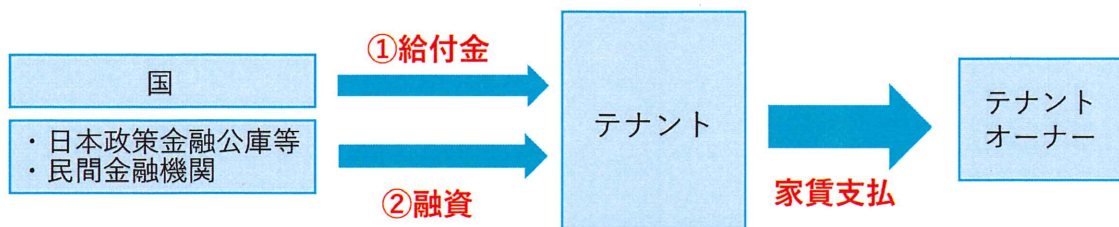
受付時間 8:30~19:00 5月・6月(毎日) 7月から12月(土曜日を除く日から金曜日)



「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

## 《 テナント家賃の支払いを支援する制度について 》

以下の制度により給付を受け、又は融資を受けた金額は、テナント家賃の支払いに充てることが可能です。ご活用ください。



### ① 給付金

#### ○ 事業継続のための持続化給付金【GW明け頃から支給開始】

→ 詳細は中小企業庁HPまで

(上限額) 中堅・中小法人200万円、個人事業者100万円

※ 2020年1～12月のうち、前年同月比で売上が50%以上減少している事業者の方が対象

- 上記の他、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用して、地方自治体が独自に事業者へ協力金等を給付する場合、これも家賃支払いに充てることが可能です。最寄りの自治体にお問い合わせください。

### ② 融資

#### ○ 実質無利子・無担保・元本返済の据置最大5年の融資

【①②は融資を開始済み。③は補正予算成立後速やかに融資を開始】

→ 詳細は中小企業庁HPまで

##### ① 日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付

上限3億6000万円(無利子上限1億3000万円、当初3年間※1)

※ 上記の上限は公庫の国民生活事業と中小企業事業を併用した場合(生活衛生関係営業者向け)

- 生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付

上限6000万円(上記と併用可能)(無利子上限3000万円、当初3年間※1)

##### ② 商工組合中央金庫の危機対応融資

上限3億円(無利子上限1億円、当初3年間※1)

##### ③ 民間金融機関による無利子融資

各都道府県等の制度融資：無利子上限3000万円、当初3年間(※2)

(※1) ・・売上減少要件(個人事業主5%減、小規模事業者15%減、中規模事業者20%減)

(※2) ・・売上減少要件(個人事業主5%減、小・中規模事業者15%減)

(参考) 賃貸借契約の考え方 【法務省民事局】

- 日本の民法の解釈では、賃料不払を理由に賃貸借契約を解除するには、賃貸人と賃借人の信頼関係が破壊されていることが必要です。最終的には事案ごとの判断となりますが、新型コロナウイルスの影響により3カ月程度の賃料不払が生じて、不払の前後の状況等を踏まえ、信頼関係は破壊されておらず、契約解除(立ち退き請求)が認められないケースも多いと考えられます。



田村会長の挨拶

## コロナから事業を守るためにちゃんと知って正しく申請

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が解除されたものの、まだまだ緊張感の続く中6月4日(木) 18:30より当会主催にて、特定非営利活動法人 東京都北区中小企業経営診断協会様のご協力を頂き、同協会会員の中小企業診断士の木村洋一先生による緊急セミナー【持続化給付金と感染拡大防止協力金申請に係るセミナー】を北とびあ7階 第2研修室にて開催いたしました。

本セミナーは当会会長が同協会様に5月中旬に協力要請を行い、その後公益事業推進委員会を中心に、開催に向けての企画・準備を行うなど、従来に比し短期間での事業であったため、コロナ対応策や集客についての不安もあったセミナーでしたが、参加申し込み16名のうち当日11名の参加がございました。

開催にあたり、開催会場の第2研修室 定員(120名)でソーシャルディスタンスを確保の上窓開けを行い、参加者にはマスク着用をお願いし、研修室入口にて検温・アルコール消毒のご協力頂くなど、可能な限りの対応策を実施させて頂きました。参加者の皆様にも積極的にご協力頂きましたこ



セミナーの様子

と改めて感謝申し上げる次第です。

セミナーは「持続化給付金」45分、「感染拡大防止協力金」45分で行われ、それぞれの目的を説明の上、各種要件(対象者・対象期間など)・事前準備書類等について説明のち、申請書の作成方法へという流れで行われました。途中注意すべき点や、木村講師のお人柄が感じられるアドバイスなども織り交ぜて頂きながらの研修会で、また、セミナー終了後も、木村講師に加え、本日アシスタントとしてお越し頂きました、同協会メンバーの 中小企業診断士 高島先生、福田先生による、参加者の個別相談も実施して頂き、終了予定の20:00を30分以上超過する熱のこもったセミナーとなり、ご参加の皆様には有意義な時間となったのではないかと、主催者としては感じました。

又、今回はコロナ感染防止の観点もあり、法人会初の試みとして、Webによる同セミナーを6月6日(土)と6月11日(木)にも開催いたしました。このセミナーの様子を当会ホームページにてアップしております。

特に「持続化給付金」については、令和3年1月15日まで申請期間がございますため、是非ご閲覧をお願いいたします。

今後も王子法人会として、地域の為に活動いたしてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。



## 持続化給付金

### 給付額

法人は **200万円**まで

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限です。

### ■給付額の算定方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%の売上 × 12ヵ月)

### 給付対象

資本金10億円以上の大企業を除く、**中小法人等**を対象とし、**医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人**についても幅広く対象となります。

### 申請期間

給付金の申請期間は

**令和2年5月1日から令和3年1月15日まで**となります。

注: 電子申請の送信完了の締め切りが、令和3年1月15日の24時までとなります。

### 申請方法

**持続化給付金の申請用HP** (<https://jizokuka.kyufu.jp/>)からの電子申請。  
証拠書類等を申請画面上で添付して申請してください。

## 相談ダイヤル

持続化給付金事業 コールセンター

**0120-115-570**

[IP 電話専用回線] 03-6831-0613

受付時間 8:30~19:00

7月から12月(土曜日を除く)から金曜日

※申請支援窓口の設置場所等については、詳細が決まり次第公表します。

**「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい**

無担保・延滞税なし

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

# 納税を猶予する「特例制度」

● 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、国税の納付を猶予することができます。

● 担保の提供は不要です。延滞税もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

## 対象となる方

以下①②のいずれも満たす方(個人法人の別、規模は問わず)が対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納税を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納税を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

## 対象となる国税

① 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する所得税、法人税、消費税等ほぼすべての税目(印紙で納めるもの等を除く)が対象になります。

② 上記①のうち、既に納期限が過ぎている未納の国税(他の猶予を受けているものを含む)についても、遡ってこの特例を利用することができます。

## 申請手続等

・ 令和2年6月30日、又は、納期限(申告納付期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要です。(※)

・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりお伺いします。

※ 本特例に関する申請書や手続関係、猶予制度に関する問い合わせ先は以下の国税庁ホームページをご覧ください。

[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm)



# マイナンバーカードについてのお願い

## 1 マイナンバーカードのメリット等

マイナンバーカード取得によるメリット等を国税庁ホームページに掲載しておりますので、次のリンク先を御覧ください。

### 【国税庁ホームページ】

「社会保障・税番号制度<マイナンバー>について」>「国税の番号制度に関する情報」>「その他関係府省庁作成資料(外部サイトへのリンク)」



<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/jyoho/index.htm>

## 2 アンケートへの協力依頼

マイナンバーカードの取得促進に向けて参考にするもので、御所属の企業や団体等に関する質問に可能な範囲で任意に御回答をお願いしております。

なお、アンケート結果につきましては、取りまとめて公表する場合がございますが、個別の回答を公表することはありません。



<https://www12.webcas.net/form/pub/mynumbercard/01>



## 女性部会・青年部会 部会長からのメッセージ

Message



新型コロナウイルス拡大において、お仕事、御家庭の生活いろいろな影響があったのではないのでしょうか。心よりお察し申し上げます。私も生まれてはじめて、このような事態になったのは、驚きを隠せません。

私達女性部会の活動も、毎年楽しみにしていた十条自衛隊駐屯地から始まり、平和祈念、あじさい荘、王子神社の計4ヶ所の盆踊り、会員同志の親睦を深める一泊研修会、すべて中止になりました。

これらは、すべて皆様とのふれあいで成り立っています。三密をさける為には仕方がない事ですが・・・。

唯一今のところ、絵はがきコンクールは実施する予定です。絵はがきコンクールは今年で11年目を迎えます。北区の35校、4、5、6年生を対象に行っております。租税教育の一環として子供達に税の知識を知り、身につけて頂くため行います。子供達が描いてくれた絵はがきは、北とぴあ、税務署で展示されます。皆様にもご覧になって頂ければ幸いです。

本年度は、予定しております行事、活動など思うように実行できませんが、出来る限り皆様とのコミュニケーションを図り、情勢が落ち着きましたら、今後も女性の立場で親睦を図り、法人会活動の推進に努めて参ります。

今後も女性部会を宜しくお願い致します。早く皆様とお会いできる事を願っております。

女性部会長 山村 富子



まずは、この度の新型コロナウイルス感染症や水害などで被災された方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。

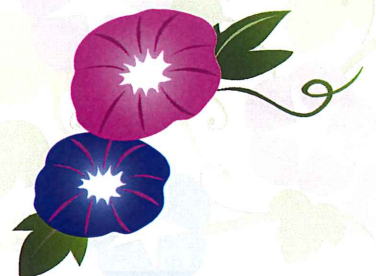
私自身の会社においては、通勤について3月より5月まで電車等の公共交通機関での移動を原則禁止とし、一部在宅勤務を導入致しました。現在も在宅勤務をできる限り継続しております。以前から、電車での通勤を極力減らしたいと考えていたものの、なかなか実行できずにおりましたが、今回の件で踏み切ることができたのは、こんな中でも良かったと思える出来事でした。

我々青年部の活動につきましては、4月より常任幹事会をオンラインでの会議に切り替えて実施しております。想像以上に使い勝手はよく、今後も対面とのバランスを取りながら実施していきたいと考えております。租税教室につきましては、毎年恒例の参加型のイベントは断念致しましたが、対面でなくても実施できるよう、応募形式で可能な「税金川柳」という新しい企画を実施するべく準備を進めております。

未だ世界中が混乱をしており、予断の許さない状況はしばらくの間続いていくことと思います。誰もが経験したことのない未曾有の出来事ですが、このような有事だからこそ我々の青年部ができることを前向きに考え、実行していきたいと思えます。

最後に、皆さまにおかれましては、何よりも健康に気を付けていただき、ご家族ともどもお身体ご自愛ください。

青年部会長 水越 正





## 新型コロナウイルス感染症の拡大における大同生命の取り組み

6月10日版

大同生命は、生命保険・サービスによるトータルサポートを提供しています。  
 新型コロナウイルスの影響下でも、お客さまより **安心・満足の声** をお寄せいただいています。

## 資金繰り対策

## 制度の活用

**特**のついた制度・サービスは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う特別取扱です。

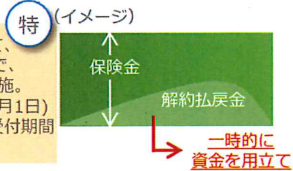
## 契約者貸付制度



新型コロナウイルスの影響で資金繰りが厳しくなり、途方に暮れていましたが、利息ゼロで契約者貸付を利用し、**借入金の返済や運転資金に充てることができました。**  
**手続後すぐに送金してもらえて、助かりました。** 保険に加入していてよかったです。

解約払戻金の所定の範囲内で現金貸付を受けることができます。  
 ※解約払戻金がない場合や、一部商品は取扱できません。

新型コロナウイルスの対応として、2020年2月18日～12月31日まで、金利を0.0%とする特別取扱を実施。  
 (受付期間:2020年2月18日～9月1日)  
 ※お申込み状況などに応じて、受付期間を短縮することがあります。



## スイッチ(契約変換)



急に資金が必要になり、解約しかないと考えていましたが、スイッチという制度があると聞き、**保障を継続しながら資金が調達できること**を知れて本当に良かったです。  
 持病があるので、**保障を続けながらコストダウンもできて安心しました。**

ご加入後に「長期保障型」と「更新型」を相互にスイッチ(変換)できます。  
 ※スイッチの取扱ができない商品・契約もあります。



上記のほか、保険料のお払込が困難な場合、お客さまのお申出により、**保険料のお払込を猶予する期間を2020年12月31日まで延長しております。**

猶予期間経過後に保障を継続いただくためには、猶予した保険料を上記期日までにお払いただく必要がありますが、お払込が困難な場合は、2021年1月から保険料のお払込を再開いただくことにより、猶予した保険料の払込期限を2021年10月31日までといたします。また、分割してお払いただくことも可能です。

## サービスの活用

「雇用調整助成金」専用支援サービス **特**

(提携先: 中小企業福祉事業団)

\* 大同生命の保険契約がなくともご利用可能です



助成金の申請要件が複雑で、どのように対応したらよいかわからなかったので、**社労士の方に相談できてたいへん助かりました。**

「雇用調整助成金※」に習熟した社会保険労務士が、電話相談をお受けします。また、希望する企業に対して近隣の社労士を紹介します。

※企業が負担した休業手当などの一部を助成する国の制度

## 健康管理・保険金のお支払い

## サービスの活用

## 健康ダイヤル24

(提携先: ティーバック株式会社)



かかりつけ医はいるけれど、**24時間の相談窓口が他にもあると、安心です。**  
**従業員のためにもなる**※サービスで、安心感が繋がります。

会社やご家庭での日々の健康管理や救急時などに、迅速・適切にお応えできるよう、24時間・年中無休で相談をお受けしています。

(ご利用対象者)

- ① 法人契約の「法人代表者・被保険者」とその「家族」
- ② 法人代表者個人契約の「契約者・被保険者」とその「家族」
- ③ 個人事業主契約の「契約者・被保険者」とその「家族」

※従業員さまが法人契約の被保険者となられている場合に、ご利用いただけます。

大同生命では新型コロナウイルスに対応し、柔軟な取扱・商品の改定を行っています

各種特別取扱いの詳細は大同生命ホームページをご確認ください。

<取扱・改定例(2020年6月10日現在)>

大同生命  
ホームページ



できるかな、やってみようe-Tax



# 北都税事務所からのお知らせ

## 大法人の電子申告が義務化されました

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAXによる提出が義務化されました。制度の概要について、以下のとおりお知らせします。

### ■ 対象税目

法人事業税、特別法人事業税及び法人住民税

### ■ 適用開始事業年度

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

### ■ 対象法人

大法人とは、以下の(1)及び(2)に掲げる内国法人をいいます。

- (1) 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- (2) 相互会社、投資法人及び特定目的会社

### ■ 対象申告書等

確定申告書、中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類

また東京都では、令和2年10月発送分から電子申告義務化の対象法人への申告書類送付物を変更します。詳細はホームページをご覧ください。

[東京都主税局ホームページ](#)

[東京都主税局](#)

[🔍 検索](#)

### ● 電子申告の利用方法や利用手続きについて

[eLTAX ホームページ](#)

[エルタックス](#)

[🔍 検索](#)

### ● 国税(法人税・消費税等)の電子申告義務化について

[e-Tax ホームページ](#)

[イータックス](#)

[🔍 検索](#)

ハローワーク  
からの  
お知らせ

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主の方へ (令和2年6月12日発表)

### 雇用調整助成金の助成額の上限が引き上げられます。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律が成立しました。これに伴い、雇用調整助成金の更なる拡充を行います。

#### ● 助成額の上限額の引上げ及び助成率の拡充

1 助成額の上限を引き上げます。企業規模にかかわらず、すべての事業主に適用されます。1人当たり日額8,330円 ⇒ 15,000円に引上げ

2 「解雇等をせず雇用の維持に努めた中小企業への助成率を拡充します。原則 9/10 (一定の要件を満たす場合は10/10など) ⇒ 一律10/10 (100%)に拡充

★令和2年4月1日から9月30日までの期間を1日でも含む賃金締切期間(判定基礎期間)が対象です。

★すでに受給した方、申請済みの方にも適用されます。★雇用調整助成金だけでなく、緊急雇用安定助成金も対象です。

「解雇等をせず雇用の維持に努める」とは、

・令和2年1月24日から賃金締切期間(判定基礎期間)の末日までに、解雇等を行っていないこと(解雇とみなされる有期雇用労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含みます。また、新型コロナウイルス感染症を理由とする解雇も含まれます。)

・賃金締切期間(判定基礎期間)の末日時点の従業員数が、令和2年1月24日から賃金締切期間(判定基礎期間)の末日までの各月末時点の従業員数の平均の5分の4以上であること

#### 追加支給について

1 支給申請はお済でまだ支給決定されていない事業主の方…追加支給の手続きは不要です。差額(追加支給分)も含めて支給します。

審査の状況によっては、差額(追加支給分)を令和2年7月以降順次お支払いする場合があります。

2 すでに支給決定された事業主の方…追加支給の手続きは不要です。すでに支給した額との差額(追加支給分)は後日支給します。

差額(追加支給分)は令和2年7月以降順次にお支払いしますので、今しばらくお待ちください。

3 支給申請がお済みの事業主の方で、過去の休業手当を見直し(増額し)従業員に対し、追加で休業手当の増額分を支給した事業主の方…追加支給の手続きが必要です。令和2年9月30日までに次の書類をご提出ください。(1)「再申請書」(2)「支給要件確認申立書」(3)「支給決定通知書の写し」

(4)「増額した休業手当・賃金の額がわかる書類」(5)「休業させた日や時間がわかる書類(対象労働者を増やした場合)

#### ○ 緊急対応期間の延長

・緊急対応期間の終期を3か月延長することとし(令和2年9月30日まで延長)、助成率の拡充に加え、これまでの特例措置も延長して適用することとしました。

○現在、非常に多くの申請をいただき順次審査をしていることから、お問い合わせをいただいても、個別の手続きの状況や支給決定日などをお示しできない状況です。大変申し訳ございませんが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。申請にあたっては、最新の提出書類・要件などについてご確認をお願いいたします。

◆申請・お問い合わせ先は、**東京労働局 ハローワーク助成金事務センター** 電話03(5337)7418 へお願いいたします。

## 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

### 1 納税の猶予制度の特例

### 2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

### 3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

### 4 消費税の課税選択の変更に係る特例

### 5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

### 6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

### 7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

### 8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

### 9 その他の項目

- ・自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長
- ・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化
- ・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

公益財団法人  
**全国法人会総連合**  
〒160-0002 新宿区四谷坂町5-6 FAX: 03-3357-6682

全法連ホームページ  
新型コロナウイルスに関する対策リンク集



## 編集後記

残暑のみぎり、今年は例年とは異なる8月となり、コロナへの対策等で大変なご苦勞をされておられることと拝察いたします。

KITAきつね通信7月号は休刊と決まりましたが、広報委員会としてはこういう時こそ会員の皆様には様々な情報発信を…との思いから、臨時号というかたちでの発行をいたしました。地区総会や理事会も中止となり、通常総会も書面をメインとし参加人数を大幅に縮小しての開催となりました。“密”を避けるための当然の処置だと思えます。大切な情報発信において、広報誌・ホームページはその“密”を避ける最良のツールともいえるでしょう。

9月号は例年、税務署の新人事の紹介が掲載される大事な号です。今その発行に向けて準備も進めています。これからも本部や税務署をはじめとする様々な情報を発信し続けていく所存です。

先を見通しづらい状況ではございますが、法人会は全会員が仲間です。共に手を取り合い、情報を共有しあってこのコロナ禍を乗り越えてまいりましょう！

広報委員長 橋本 修一



START  
MY  
DREAM

今日のあなたが、明日の私をつくる。



城北信用金庫

地域密着・顧客支援を第一に

 瀧野川信用金庫

たきしんホームページ <http://www.takishin.jp/>

(北区店舗)

本店	〒114-8571	北区田端新町 3-25-2	03-3893-6151
赤羽支店	〒115-0055	北区赤羽西 1-35-9	03-3900-7111
東十条支店	〒114-0001	北区東十条 5-5-10	03-3902-1191
浮間支店	〒115-0051	北区浮間 4-13-1	03-3967-6241
西ヶ原支店	〒114-0024	北区西ヶ原 2-45-12	03-3910-3911
田端支店	〒114-0014	北区田端 1-13-11	03-3828-6211